

滋賀県地域防災計画（修正案）の概要

令和4年3月25日（金）
滋賀県防災会議 資料1

滋賀県地域防災計画

- ・災害対策基本法第40条に基づき滋賀県防災会議が作成する計画。
- ・防災上必要となる諸計画について、県をはじめ関係機関の役割を明らかにして災害対応体制を整備することにより、住民の生命、身体および財産を保護することを目的とする。
- ・危機事案ごとに「風水害等対策編」「震災対策編」「事故災害対策編」「原子力災害対策編」の4編を作成しており、毎年検討を加え必要があると認めるときは修正をしなければならない。

修正の趣旨

- ・滋賀県地域防災計画について、災害対策基本法の改正や、新型コロナウイルス感染症対策、これまでに発生した災害の教訓等を踏まえ、国の防災基本計画に基づき見直しを行う。

主な修正項目1 災害対策基本法の改正を踏まえた修正

①避難情報等の変更（風水害等・震災・原子力災害）

→住民への適切な情報伝達の観点から、市町村長から住民へ発令される避難情報について、「避難勧告または避難指示」から「避難指示」へ一本化されたこと等を踏まえた修正。

【主な変更点】

- ・避難のタイミングを明確にするため、避難勧告が避難指示に一本化。
- ・災害が発生・切迫し、避難場所等への避難がかえつて危険が及ぶおそれがある場合、高所への移動等緊急に安全確保するよう促す情報を、警戒レベル5「緊急安全確保」として位置づけ。
- ・早期の避難を促すターゲットを明確にするため、警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に見直し。

警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報	参考 (改正前)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令) ・避難指示(緊急) ・避難勧告
<p>~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難!> ~~~~</p>				
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (注)	避難準備・ 高齢者等避難開始
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
2	気象状況悪化 のおそれ	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自動的に避難するタイミングである
 (注) 避難指示は、現行の避難勧告のタイミングで発令する

【内閣府「避難情報に関するガイドライン」説明資料一部修正】

②高齢者など避難行動要支援者の個別避難計画の作成（風水害等・震災・原子力災害）

→個別避難計画の作成が市町の努力義務となったことを受け、多様な関係機関との連携による個別避難計画の作成や、避難行動要支援者が居住する地区において個別避難計画と地区防災計画の整合をとるよう努めることについて明記。

【個別避難計画作成推進のための「滋賀モデル」事業】

→防災と保健・福祉の取組を切れ目なく連結させることにより、市町における個別避難計画作成を推進し、県内での災害発生時における避難行動要支援者の避難対策の促進を図る。

→福祉専門職をはじめ、多様な主体が参画し個別避難計画作成を行うことにより、計画作成に携わる関係者の災害時の避難への関心を高め、滋賀県の地域特性に応じた誰ひとり取り残さない防災の実現を目指す。

→令和3年度は大津市・高島市をモデル地域として選定し、個別避難計画作成に係る取組を実施。



【大津市：災害時個別避難計画の作成研修（R3.7.4）】



【高島市：（障害分野）個別避難計画作成に係る避難訓練（R3.10.21）】

③福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難確保（風水害等・震災）

→福祉避難所ごとに必要に応じて受け入れ対象者を特定して公表するとともに、個別避難計画を作成し、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めることについて明記。

【内閣府 福祉避難所の確保・運営ガイドライン】

→災害対策基本法施行規則の改正内容などを踏まえ、令和3年5月に改正。
指定福祉避難所の受け入れ対象者を特定し、原則、特定された**者のみが要配慮者等**が避難する施設であることを公示できる制度が新たに創設された。また、事前に指定福祉避難所ごとに受け入れ対象者を調整することが明記された。

→各市町は本ガイドラインを活用し、受け入れ対象者を特定した上で福祉避難所を指定・公示する。また、事前に受け入れ対象者を調整の上、指定福祉避難所への直接避難の促進に努める。

→県は市町と連携し、福祉避難所の確保・運営に必要な支援を行う。

福祉避難所の確保・運営
ガイドライン

平成28年4月
(令和3年5月改定)
内閣府(防災担当)

【内閣府:福祉避難所の確保・運営ガイドライン(R3.5改正)】

→指定福祉避難所：48か所

→協定に基づく福祉避難所：397か所

④広域避難に関する事項（風水害等・震災）

→災害発生時の対応に加え、災害が発生するおそれがある段階で広域避難を行うための自治体間協議に係る手続き等を明記。

→広域避難および広域一時滞在について、県をはじめ市町、関係機関の実施事項や、通知・報告手順等を新たに記載。

主な修正項目2 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

⑤コロナ自宅療養者に対する情報共有等（風水害等・震災）

→コロナ感染第5波の状況等を踏まえ、市町と連携の下、自宅療養者の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、自宅療養者等に対し避難の確保に向けた必要な情報提供を行うことを明記。

⑥コロナ感染状況等を踏まえた避難所開設・運営訓練等の実施（風水害等・震災）

→新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染防止対策に配慮した避難所開設・運営訓練等の積極的な実施について明記。

【新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた本県の取組例】

【避難所感染症対策資機材の補完的備蓄】

→市町では使用頻度や保管スペース等の事情で備蓄が十分でない段ボールベッドやパーティション等を中心に、県において補完的に備蓄

→県備蓄分(19体育館相当)
 ・段ボールベッド: 1,634台
 ・パーティション: 418セット
 ・自立型テント: 190組



【避難所感染症対策資機材保管状況(大津)】

【R2滋賀県総合防災訓練(R2.9.20)】

→新型コロナウイルス感染症まん延状況下に避難所の開設・運営等を適切に行うため、避難所開設の手順、受入要領、長期化を見据えた避難所の運営要領、備蓄品(段ボールベット等)を運用して順次生活環境を改善していくこと等について訓練を実施。

→この際、高齢者等要配慮者を含む多数の避難者の受入を想定するほか、外国人の避難を考慮する等、より実相に近似した訓練を追求した。



【滋賀県・東近江市：令和2年度総合防災訓練】
 避難所開設・運営・環境改善訓練(R2.9.20)

主な修正項目3 災害の教訓等を踏まえた修正

⑦静岡県熱海市の土石流災害を踏まえた修正（風水害等）

→土地の改変行為等による土砂災害の助長・誘発を防止するため、各部局が所管する法規制について地域防災計画へ明記。

⑧雪害対策に係る連携強化（風水害等）

→豪雪による大規模な車両滞留を回避するため、道路をできる限り通行止めにせず除雪作業を実施する考え方から、滞留発生前の計画的・予防的な通行規制の実施等に國の方針が変更されたことを踏まえ、各道路管理者および関係機関間の連携体制について明記。

主な修正項目4 その他最新の取組等を踏まえた修正 ⑨防災普及啓発の推進（風水害等）

→しがマイ・タイムラインの活用促進や、SNSを積極的に活用すること等により、県民一人ひとりの防災意識を高めることについて記載。

【しがマイ・タイムライン活用促進事業】

【趣旨】

→県民1人ひとりが、生活条件や住まいの立地条件、ハザードマップによるリスクなどを踏まえたマイ・タイムラインを作成することで避難に対する意識を高め、「逃げ遅れ」ゼロを目指す

【内容】

→幅広い世代が気軽にマイ・タイムラインを作成できるよう、マイ・タイムラインの重要性や効果、作成方法について普及・啓発を行う

【方法】

→学校現場や自治会の集会など様々な機会を通して、マイ・タイムラインを活用した授業やワークショップ等を実施



滋賀県HP「～命を守るツール～「しがマイ・タイムライン」を作ってみませんか」
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougo/322920.html>)

⑩防災への女性参画や多様な性に対する視点の強化（風水害等・震災・原子力災害）

- 防災会議における女性委員の積極的な登用について記載。
- 避難所の運営等において、男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に配慮が必要な人の視点を持ち、配慮に努めることについて記載。また、性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めることについて記載。

【滋賀県防災会議委員女性比率の向上】

→防災行政における男女共同参画の推進強化を目的に、滋賀県防災会議委員における女性の積極的な登用を促進。

年度	女性委員比率
平成 30 年度	17.2%
令和元年度	23.3%
令和2年度	27.4%
令和3年度	<u>30.6%</u>

【滋賀県防災会議委員に占める女性比率の推移(R4.3現在)】

【コロナ禍の避難所運営女性リーダー等養成講習】

→女性消防団員や自主防災組織のリーダーを避難所運営のリーダーとして養成するとともに、避難所運営上に必要な知識や技術の習得機会を提供。



【R3.10.9コロナ禍の避難所運営女性リーダー等養成講習講習】
(滋賀県男女共同参画センター)

⑪安否不明者等の氏名等公表方針（風水害等・震災）

→安否不明者等の氏名等公表に係る滋賀県の方針について記載。

【趣旨】

→災害時における安否不明者ならびに行方不明者および死者の氏名等の公表は、救助活動の効率化や情報の錯そうによる混乱回避に繋がりうることから、災害時の円滑な運用を目的とし、公表方針を予め定める。

【公表方針】

安否不明者・・・当人と連絡がとれず安否がわからない者

→救出救助活動に資する場合は原則公表

死者・・・・・・災害が原因で死亡した者

行方不明者・・・災害が原因で所在不明、かつ死亡の疑いがある者

→原則非公表。ただし、大規模災害で公益性が高い場合は公表

※いずれも、住民基本台帳閲覧制限の対象者は公表しない

⑫原子力事業者との連携体制の明確化（原子力災害）

→訓練をとおして確認してきた、原子力事業者防災業務計画に基づく連携体制等を明記。

【原子力防災訓練における原子力事業者連との連携】

→原子力事業者が作成を義務付けられている原子力事業者防災業務計画の中に、事故情報提供要員の派遣や資機材の貸与など派遣先の要請に応じて必要な措置を講じるとされていることから、訓練において以下の項目について連携

- 災害対策（警戒）本部への出席等による発電所内の状況に関する情報提供
- 琵琶湖水の採取・分析（環境放射線モニタリング）
- 避難者の汚染検査等を実施する避難中継所における車両汚染検査要員等の派遣
- 輸送手段（バス）の提供



【令和3年度滋賀県・長浜市原子力防災訓練】
車両汚染検査の様子(R3.11.20)

主な修正項目5 その他、県の取組の反映

前回修正時から新たに締結した災害時応援協定等（災害時応援協定編）

相手方	協定等名称および概要
公益社団法人 滋賀県社会福祉士会	<p>「滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」 災害時における滋賀県災害派遣福祉チーム（「しがDWAT」）の派遣</p> <p style="text-align: right;">【締結日】令和3年4月1日</p>
一般社団法人 滋賀県介護福祉士会	<p>「滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」 災害時における滋賀県災害派遣福祉チーム（「しがDWAT」）の派遣</p> <p style="text-align: right;">【締結日】令和3年4月1日</p>
関西電力送配電株式会社	<p>「大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書」 大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る連携・協力の基本的事項</p> <p style="text-align: right;">【締結日】令和3年9月10日</p>
損害保険ジャパン株式会社、 AIR オートクラブ	<p>「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」（関西広域連合） 災害時の帰宅困難者を支援する「災害時帰宅支援ステーション」の設置・運営</p> <p style="text-align: right;">【締結日】令和3年9月23日</p>
大津市企業局	<p>「災害時等における水道水質検査業務に関する協定」 災害時における水質検査機器および付属設備を用いた水道水質検査に係る相互協力。</p> <p style="text-align: right;">【締結日】令和3年10月4日</p>
公益社団法人 滋賀県栄養士会	<p>「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」 被災地域への管理栄養士および栄養士の派遣</p> <p style="text-align: right;">【締結日】令和3年10月22日</p>